

景観法による『行為の届出制度』の手引き

～ 景観づくりのルール ～

長沼町は、長い時間をかけて「美しい景観づくり」を進めることで、私たちにとって愛着と誇りを持って、活気と魅力あふれる「郷土ながぬま」を形成することを目指して、「美しい景観づくり条例」と「美しい景観づくり計画」を定めました。

これらを受けて、長沼町内において一定規模を超える建築や開発などを行う場合は、建築確認申請や開発許可申請などの従来の手続きとは別に、景観法に基づく事前の届出が必要となります。この届出制度は、平成20年10月1日から開始いたします。

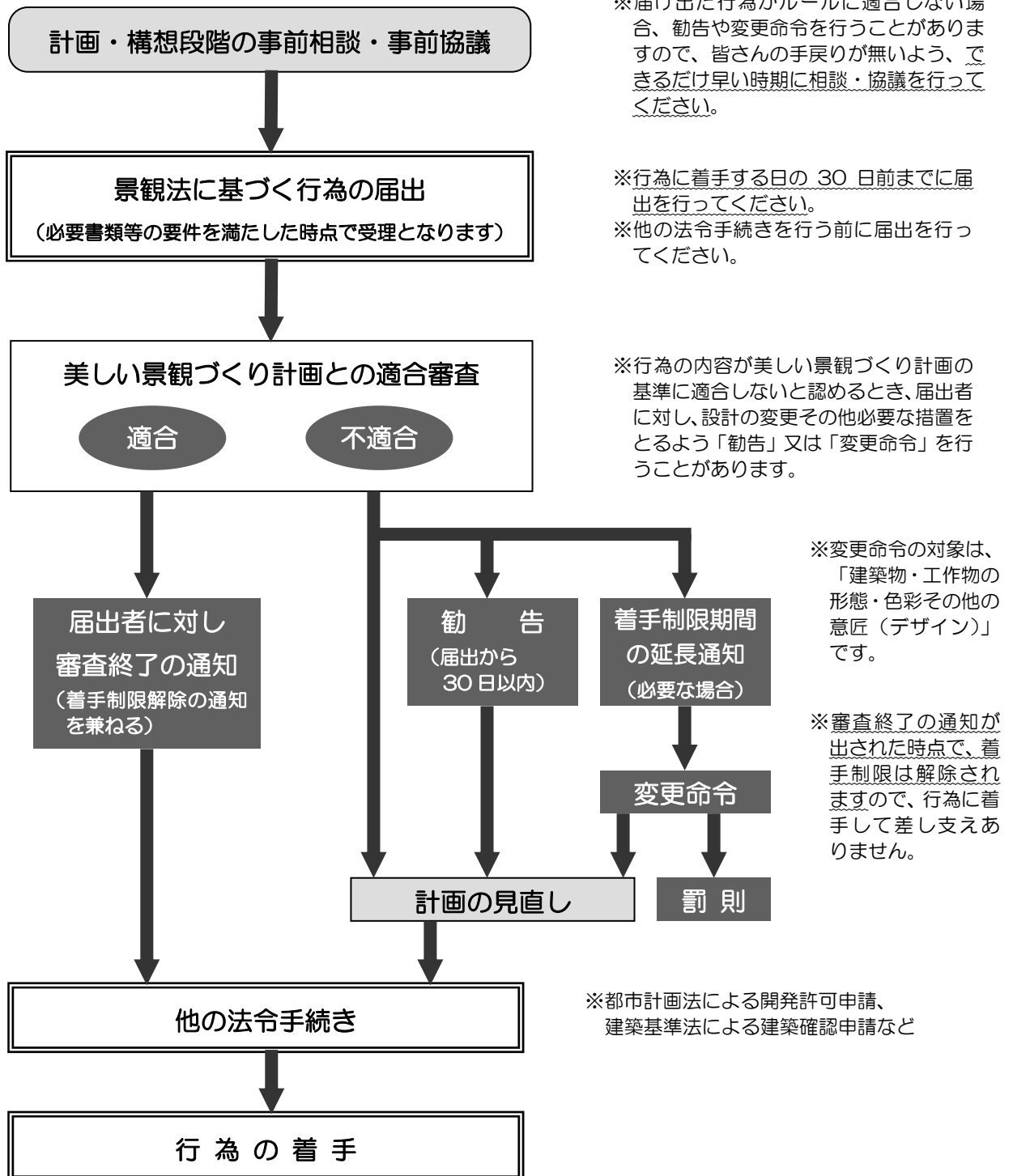
このたび、届出に際して必要な手続きや、ルールの内容をまとめた手引き書を作成しました。本制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

平成20年9月

北海道 長沼町

1. 届出の手続きの流れ

一定の規模を超える行為（3～4頁を参照）を行う場合、以下により届出が必要です。



罰則について

- ① 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第102条第1号)
- ② 変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第101条第1号)

2. 届出制度における3つの区域

町内を3つに区分し、それぞれの区域において、「届出が必要な行為」と「景観形成基準（ルール）」を設けています。

馬追丘陵区域

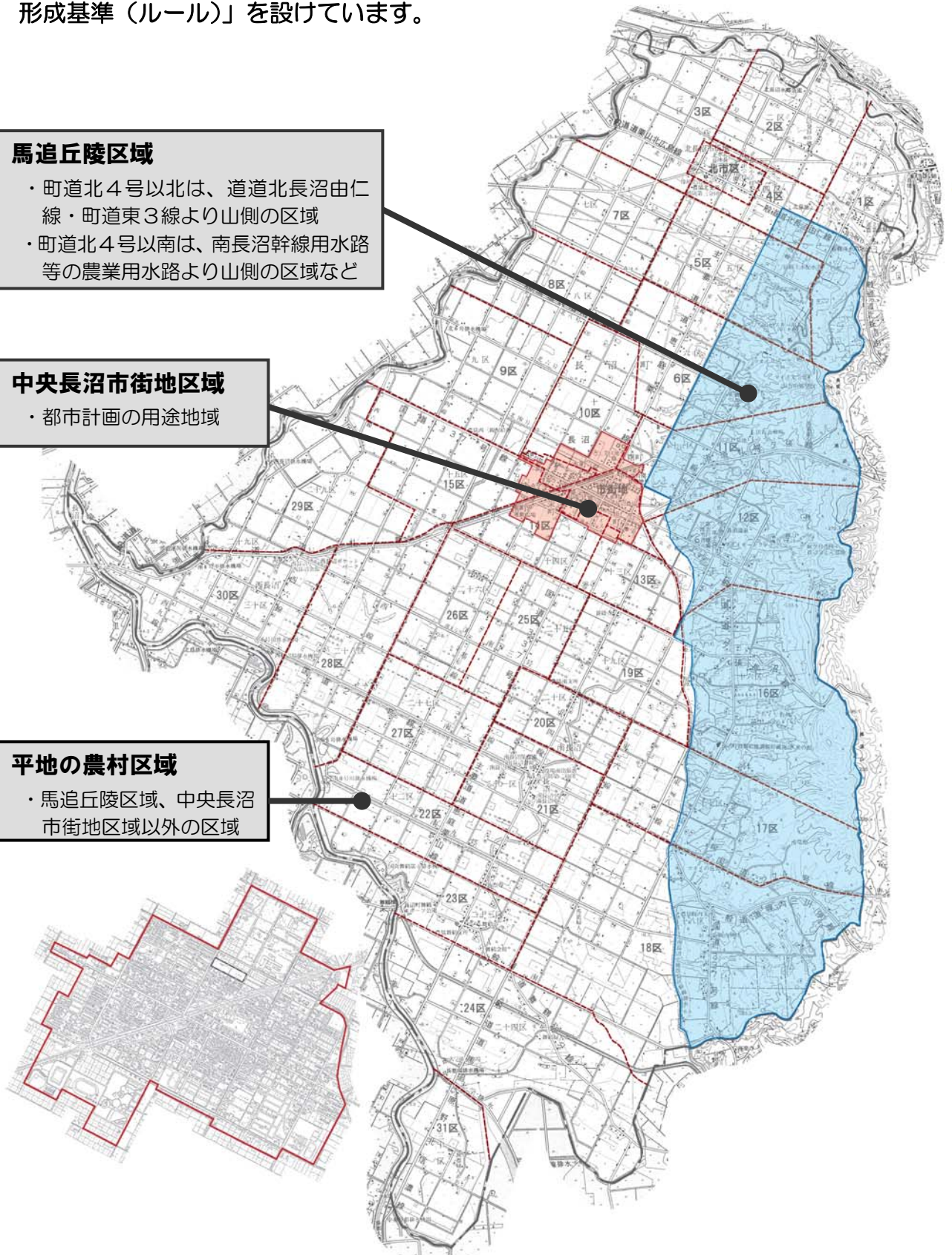
- ・町道北4号以北は、道道北長沼由仁線・町道東3線より山側の区域
- ・町道北4号以南は、南長沼幹線用水路等の農業用水路より山側の区域など

中央長沼市街地区域

- ・都市計画の用途地域

平地の農村区域

- ・馬追丘陵区域、中央長沼市街地区域以外の区域



3. 届出が必要な行為

【馬追丘陵区域】

行為の種別		届出対象行為
建築物	新築、増築、改築、移転 ※増築・改築した後に右の規模に達する場合も、届出が必要です（以下同じ）。	延床面積 100 m ² 又は高さ 10mを超えるもの
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	延床面積 100 m ² 又は高さ 10mを超える建築物で外観の過半を超えるもの
工作物	新設、増築、改築、移転 擁壁その他これらに類するもの ・電気の供給又は電気通信のための施設 ・煙突、排気塔等 ・鉄筋コンクリート柱（電柱を除く）、金属製の柱、木柱等 ・物見塔等、高架水槽等 ・彫像、記念碑等 ・観覧車、コースター、ウォーターシュート等の遊戯施設 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント等の製造施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な施設 ・石油、ガス、農産物、飼料等の貯蔵・処理施設（サイロを含む） ・汚水処理施設、ごみ処理施設等	高さ 2mを超えるもの 築造面積 100 m ² 又は高さ 10mを超えるもの（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 10mを超えるもの又は築造面積 100 m ² を超えるもの）
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	上記の種類及び規模の工作物で外観の過半を超えるもの
都市計画法に規定する開発行為		1,000 m ² を超えるもの
その他土地の形質の変更		

【中央長沼市街地区域】

行為の種別		届出対象行為
建築物	新築、増築、改築、移転	延床面積 1,000 m ² 又は高さ 16mを超えるもの
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	延床面積 1,000 m ² 又は高さ 16mを超える建築物で外観の過半を超えるもの
工作物	新設、増築、改築、移転 擁壁その他これらに類するもの ・電気の供給又は電気通信のための施設 ・煙突、排気塔等 ・鉄筋コンクリート柱（電柱を除く）、金属製の柱、木柱等 ・物見塔等、高架水槽等 ・彫像、記念碑等 ・観覧車、コースター、ウォーターシュート等の遊戯施設 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント等の製造施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な施設 ・石油、ガス、農産物、飼料等の貯蔵・処理施設（サイロを含む） ・汚水処理施設、ごみ処理施設等	高さ 2mを超えるもの 築造面積 1,000 m ² 又は高さ 16mを超えるもの（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 16mを超えるもの又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの）
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	上記の種類及び規模の工作物で外観の過半を超えるもの
都市計画法に規定する開発行為		3,000 m ² を超えるもの
その他土地の形質の変更		

【平地の農村区域】

行為の種別		届出対象行為
建築物	新築、増築、改築、移転	延床面積 1,000 m ² 又は高さ 10mを超えるもの
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	延床面積 1,000 m ² 又は高さ 10mを超える建築物で外観の過半を超えるもの
工作物	新設、増築、改築、移転	高さ2mを超えるもの 築造面積 1,000 m ² 又は高さ 10mを超えるもの (建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 10mを超えるもの又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの)
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	上記の種類及び規模の工作物で外観の過半を超えるもの
都市計画法に規定する開発行為		10,000 m ² を超えるもの
その他土地の形質の変更		

● 届出の必要がない行為

(1) 平成20年10月31日の時点で着手済みの行為 (ただし、建築物・工作物の建築等で、躯体工事・塗装工事などの地上部での行為にまだ着手していない場合は、届出が必要です)
(2) 届出対象に該当しない行為
(3) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地下に設ける建築物・工作物の建築等 ○ 仮設の工作物の建設等 ○ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 ○ 建築物の存する敷地内で行う行為で、建築物の建築又は工作物の建設に該当しないもの ○ 農林漁業を営むために行う行為で、次のいずれにも該当しないもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の建築等 ・ 高さが 1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクなどの工作物の建設等 ・ 幅員が 2mを超える用排水施設・農道・林道の設置 ○ 農振法に基づく開発行為
(4) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
(5) 屋外広告物の表示または掲出物件の設置
(6) その他町長が認める行為 <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物・工作物の増築、改築又は移転で、当該部分の床面積又は築造面積の合計が 10 m²以内であって、かつ、当該部分の高さが 10m (中央長沼市街地区域にあっては、16m) を超えないもの ○ 農業を営むために行う土地の形質の変更 ○ 国の機関又は地方公共団体が行う行為 など

補足1 「その他土地の形質の変更」の対象となる行為

都市計画法による開発行為以外の土地の形質の変更で、切土、盛土又は整地等の造成工事により、土地に対して物理力を行使する行為であって、次の(1)から(3)のいずれかに該当する行為をいいます。

- (1) 切土をする行為であって、当該切土の高さが30cmを超えるもの
- (2) 盛土をする行為であって、当該盛土の高さが30cmを超えるもの
- (3) 切盛土をする行為であって、当該切盛土の合計の高さが30cmを超えるもの

ただし、農業を営むために行う土地の形質の変更(客土、傾斜改良、ほ場整備など)は、届出の必要はありません。

補足2 建築物・工作物の高さの考え方

建築物・工作物の高さは、建築基準法と同様の考え方により、地盤面からの最高の高さを算定するものとします。ただし、建築物の構造に応じて、高さに算入されない部分があります。詳しくは以下をご参照ください。

長沼町美しい景観づくり条例施行規則(抜粋)

第8条 次の各号に掲げる面積及び高さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(5) 建築物及び工作物の高さ 建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面からの最高の高さによる。ただし、建築物の高さにあつては、次のイ又はロのいずれかに該当する場合には、それぞれイ又はロに定めるところによる。

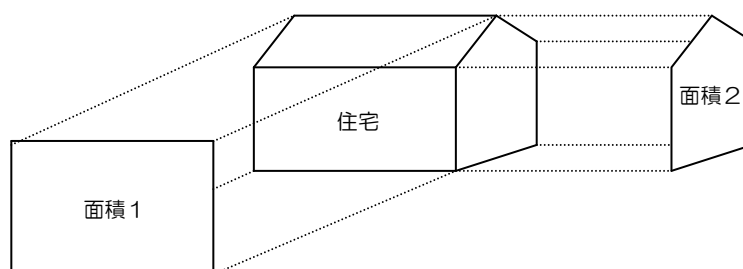
イ 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル(馬追丘陵区域及び平地の農村区域の場合には、五メートル)までは、当該建築物の高さに算入しない。

ロ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

補足3 外観の面積の算定方法

立面ごとの鉛直投影面積の合計とします。

(鉛直投影面積とは、下図の面積1や面積2のことをいいます。)



4. 届出に必要な書類等

行為の届出は、以下の書類1部を、長沼町総務政策課政策・行革・情報係まで提出してください。

行為の種類	書類	
	区分	内容
・建築物の建築等 ・工作物の新設等	美しい景観づくり計画区域内 建築行為等届出書	別記様式第1号（14～15頁）
	付近見取図（1/2,500程度）	建築物・工作物の敷地の位置及び周辺の状況を表示する図面
	現況写真	当該敷地及び周辺の状況を示す写真
	配置図（1/200程度）	当該敷地内における建築物・工作物の位置を表示する図面
	立面図（1/100程度）	建築物・工作物の彩色が施された2面以上の立面図
・都市計画法に規定する開発行為 ・その他土地の形質の変更	美しい景観づくり計画区域内 開発行為等届出書	別記様式第2号（16～17頁）
	付近見取図（1/2,500程度）	当該行為を行う土地の区域、当該区域内及び周辺の状況を表示する図面
	地籍図（1/2,500程度）	当該行為を行う土地の筆ごとの境界及び地番を表示する図面
	現況写真	当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	法面の概要図（縮尺は適宜）	法面の位置、寸法及び勾配、法面処理の材料等の概要を表示する図面
	擁壁の構造図（1/100程度）	擁壁の寸法及び勾配、設置前後の地盤面を表示する図面

● 届出内容に変更が生じたときは

設計または施行方法の変更等により、届け出た内容に変更が生じたときは、「美しい景観づくり計画区域内行為変更届出書」（別記様式第3号：18頁）と、上記の図面のうち、変更の内容を示すものを提出して下さい。

なお、変更の届出が受理されてから30日間を経過した後でなければ、変更部分の行為に着手することはできません。（役場から審査終了の通知が出された後は、着手可能となります）。

5. 景観形成基準

届け出る行為の内容は、美しい景観づくり計画に定められた、以下の景観形成基準を満たすようにしてください。

【馬追丘陵区域】

種 別		景 観 形 成 基 準 の 内 容
建築物	高さ	10m以下とする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁・屋根の色彩は光沢を抑え、色相に応じ、別表^{注1}の明度・彩度を下回るようにする。(アクセントとして概ね 2 割の範囲内で用いる色彩^{注2}はこの限りではない) ・ 外壁・屋根に記載するものはワンポイントのロゴマーク・ロゴタイプに留め、外観の面積の 25%を超えるイラストなど^{注2}を記載しない。
	配置	道路・隣地境界からの後退距離を十分にとり、ゆとりある空間の確保に努める。
	緑化	既存の樹木を適切に保全するとともに、樹木を植栽するよう努め、敷地面積の 20%以上の緑地(樹木、芝生、花、菜園、植栽されたプランターの設置など) ^{注3} を確保する。
工作物	高さ	機能上やむを得ない場合を除いて、10m以下となる工夫をする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物と一体的に整備する場合は、建築物本体とのデザインの調和を図る。 ・ 擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状・素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景措置を実施する。 ・ 立体の施設は、外周部に樹木を植栽するなど修景措置を実施する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表面の色彩は光沢を抑え、彩度 3 以下とする。(法令で定められるものはこの限りでない) ・ 表面に記載するものはワンポイントのロゴマーク・ロゴタイプに留め、外観の面積の 25%を超えるイラストなどを記載しない。
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路その他の公共用地に接する敷地境界線からの後退距離を十分にとり、ゆとりある空間の確保に努める。 ・ 道路その他の公共の場所からの見え方に配慮する。やむを得ず高さが 10m を超えるときは、できる限り目立たない位置に設置する。
	緑化	既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。
都市計画法に規定する開発行為 その他土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り自然の地形を活かすよう配慮し、道路その他の公共の場所から見える箇所では、のり面・擁壁などの配置はできるだけ避ける。 ・ 切土・盛土によって生じるのり面は、可能な限り土羽によるものとし、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限にとどめるとともに、仕上げの工夫または前面の植栽などによる修景措置を実施する。 ・ 擁壁は、塗装、素材いずれの場合も、光沢を抑え、彩度 3 以下とする。 ・ 擁壁に記載するものはワンポイントのロゴマーク・ロゴタイプに留め、外観の面積の 25%を超えるイラストなどを記載しない。 ・ 既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。

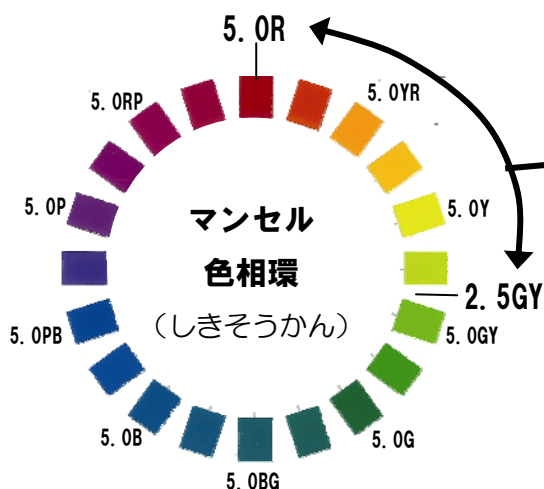
【中央長沼市街地区域】

種 別		景 観 形 成 基 準 の 内 容
建築物	高さ	16m以下とする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁・屋根の色彩は光沢を抑え、色相に応じ、別表^{注1}の彩度を下回るようにする。(アクセントとして概ね 2 割の範囲内で用いる色彩^{注2}はこの限りではない) ・ 外壁・屋根に記載するものはワンポイントのロゴマーク・ロゴタイプに留め、外観の面積の25%を超えるイラストなど^{注2}に記載しない。
	緑化	既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。
工作物	高さ	機能上やむを得ない場合を除いて、16m以下となる工夫をする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物と一体的に整備する場合は、建築物本体とのデザインの調和を図る。 ・ 擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状・素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景措置を実施する。 ・ 立体の施設は、外周部に樹木を植栽するなど修景措置を実施する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表面の色彩は光沢を抑え、彩度 3 以下とする。(法令で定められるものはこの限りでない) ・ 表面に記載するものはワンポイントのロゴマーク・ロゴタイプに留め、外観の面積の 25%を超えるイラストなどを記載しない。
	配置	道路その他の公共の場所からの見え方に配慮する。やむを得ず高さが 16m を超えるときは、できる限り目立たない位置に配置する。
	緑化	既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。
都市計画法に規定する開発行為 その他土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り自然の地形を活かすよう配慮し、道路その他の公共の場所から見える箇所では、のり面・擁壁などの配置はできるだけ避ける。 ・ 切土・盛土によって生じるのり面は、可能な限り土羽によるものとし、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限にとどめるとともに、仕上げの工夫または前面の植栽などによる修景措置を実施する。 ・ 擁壁は、塗装、素材いずれの場合も、光沢を抑え、彩度 3 以下とする。 ・ 擁壁に記載するものはワンポイントのロゴマーク・ロゴタイプに留め、外観の面積の 25%を超えるイラストなどを記載しない。 ・ 既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。

【平地の農村区域】

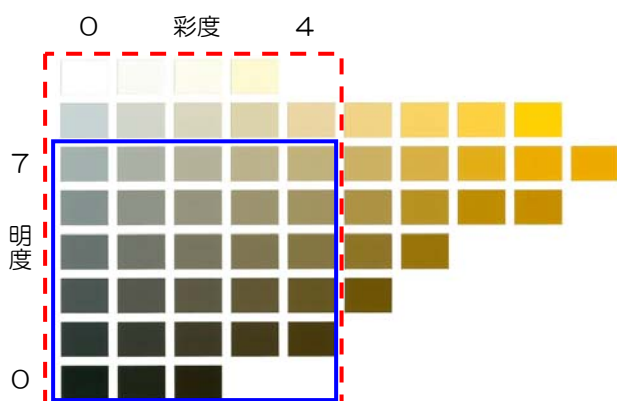
種 別		景 観 形 成 基 準 の 内 容
建築物	高さ	機能上やむを得ない場合を除いて、10m以下とする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁・屋根の色彩は光沢を抑え、色相に応じ、別表^{注1}の彩度を下回るようにする。(アクセントとして概ね 2 割の範囲内で用いる色彩^{注2}はこの限りではない) ・ 外壁・屋根に記載するものはワンポイントのロゴマーク・ロゴタイプに留め、外観の面積の25%を超えるイラストなど^{注2}を記載しない。
	緑化	既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。
工作物	高さ	機能上やむを得ない場合を除いて、10m以下となる工夫をする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物と一体的に整備する場合は、建築物本体とのデザインの調和を図る。 ・ 擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状・素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景措置を実施する。 ・ 立体の施設は、外周部に樹木を植栽するなど修景措置を実施する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表面の色彩は光沢を抑え、彩度3以下とする。(法令で定められるものはこの限りでない) ・ 表面に記載するものはワンポイントのロゴマーク・ロゴタイプに留め、外観の面積の25%を超えるイラストなどを記載しない。
	配置	道路その他の公共の場所からの見え方に配慮する。やむを得ず高さが10mを超えるときは、できる限り目立たない位置に設置する。
	緑化	既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。
都市計画法に規定する開発行為 その他土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り自然の地形を活かすよう配慮し、道路その他の公共の場所から見える箇所では、のり面・擁壁などの配置はできるだけ避ける。 ・ 切土・盛土によって生じるのり面は、可能な限り土羽によるものとし、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限にとどめるとともに、仕上げの工夫または前面の植栽などによる修景措置を実施する。 ・ 擁壁は、塗装、素材いずれの場合も、光沢を抑え、彩度3以下とする。 ・ 擁壁に記載するものはワンポイントのロゴマーク・ロゴタイプに留め、外観の面積の25%を超えるイラストなどを記載しない。 ・ 既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。

注1 別表：色彩のルール

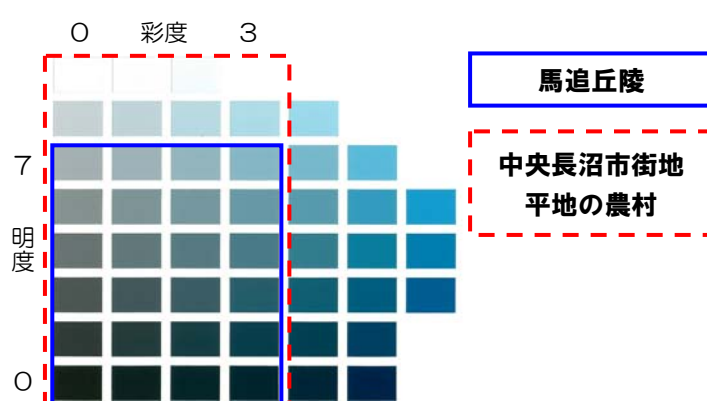


マンセル値		
色相	明度	彩度
5. OR～2. 4GY (赤、オレンジ、黄色、黄緑系統)	7以下	4以下
2. 5GY～4. 9R (緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫系統)		3以下
備考	馬追丘陵のみ対象	町全域

(例1：10.OYR～オレンジ系統の場合)



(例2：5.OB～青系統の場合)



- ※1 塗装の場合は、日本塗装工業会の色見本帳に、塗料毎のマンセル値が記載されています。
また、サイディング等の場合、メーカーでマンセル値を把握している場合があります。
- ※2 役場担当窓口では、マンセル表色系の色見本を常備しています。仕上げ材の色彩などのマンセル値がわからない場合は、お問い合わせください。

注2 外観に占める「アクセントとして用いる色彩」「イラスト」の割合について

「アクセントとして用いる色彩」又は「イラスト」の外観に占める割合の算定に当たっては、外観の面積には、窓ガラス等の面積は含めず、屋根・外壁など仕上げをする部分とサッシ（窓枠）の部分の合計により算出するものとします。

- ・アクセントとして用いる色彩の割合（％）
＝ アクセントとして用いる色彩の合計面積 ÷ （外観の面積－窓の面積）× 100
- ・イラストの割合（％）＝ イラストの合計面積 ÷ （外観の面積－窓の面積）× 100

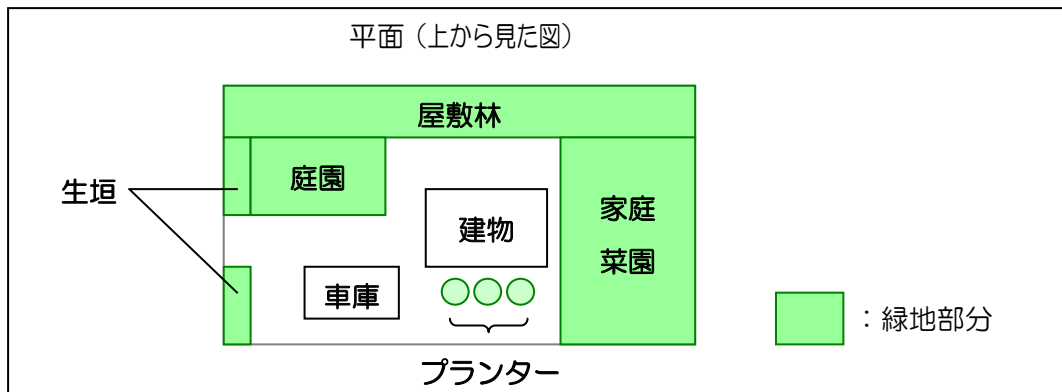
注3 「緑地の面積」の算定方法

緑地の面積は、以下の2つの方法ごとに面積を算定し、それらの合算により算定してください。
(馬追丘陵区域のみ必要です。中央長沼市街地・平地の農村区域は不要です。)

【区画された土地の緑化、プランター等の設置による緑化（生垣・菜園を含む）】

以下の面積を計上してください。

- ・ 樹木、草花、芝などが植栽されている部分
- ・ これらが生育するための土壌等で被われている部分
- ・ 上記の部分と一体をなす園路、池、縁石などの附帯施設の部分



※ 緑地部分が明確に区画されていない場合は、その機能により区分するものとします。

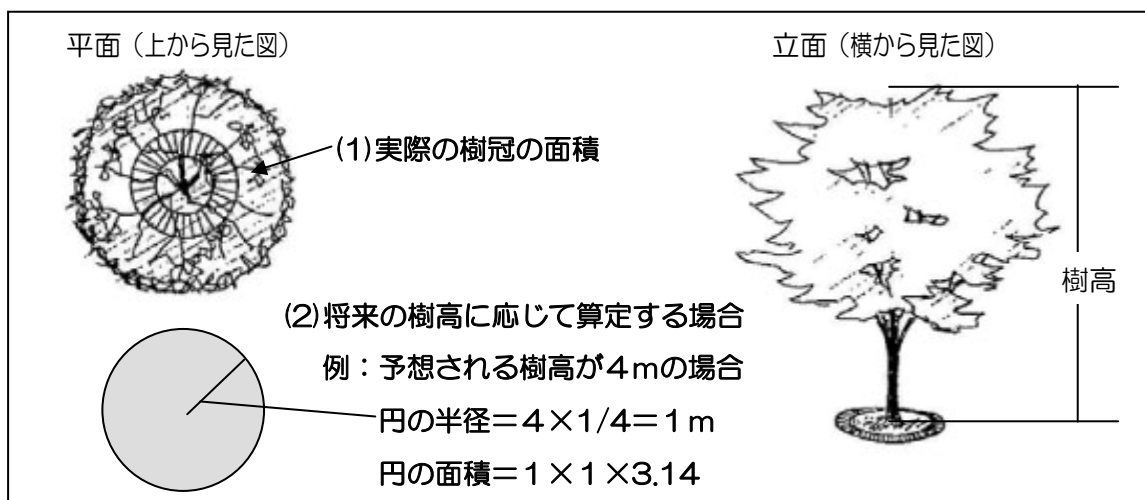
※ 自動車の通路や屋外駐車場は、土で覆われていたとしても、機能上、緑地と見なすことはできません。

【単独の樹木による緑化】

1本立ち又は株立ちで、樹木を単独で植栽する場合は、(1)(2)のいずれかの方法で面積を算定してください。

(1) 樹木を上から見たときの樹冠（樹木の枝葉で構成される丸みをもった形状）の面積

(2) 成木となったときの樹高の1/4を半径とする円の面積（半径×半径×円周率）



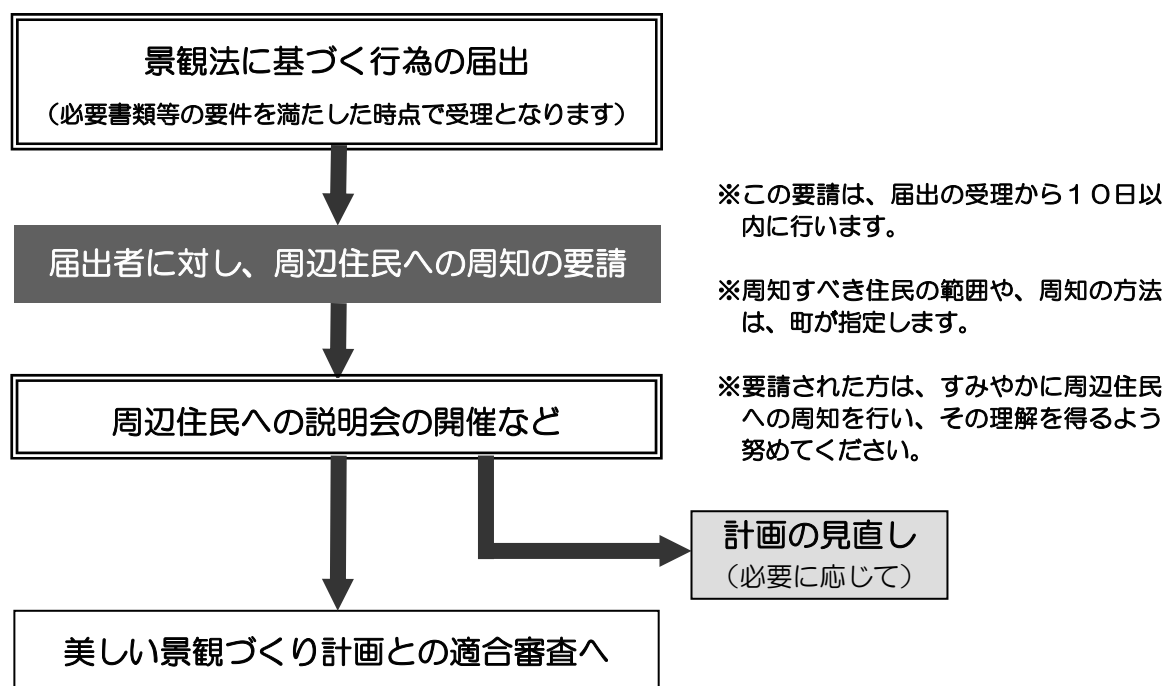
補足4 既存建築物・工作物の取り扱い

平成20年10月31日の時点で存在する（または既に新築・新設工事に着手している）建築物・工作物で、その高さが10メートル（中央長沼市街地区域にあっては16メートル）を超えている場合、現在の高さの範囲内で増改築・移転を行うときは、高さのルールは適用されません。

この場合でも、整った景観をつくるため、可能な範囲で高さを抑えるよう配慮してください。

6. 周辺住民への周知の要請

届出があった行為のうち、周辺住民にとって生活環境面や景観面の変化が大きいと見込まれるものについては、町は、説明会等の適切な方法により周辺住民に事業内容を説明するよう要請することがあります。（美しい景観づくり条例第14条）



7. 届出の様式

1. 美しい景観づくり計画区域内建築行為等届出書
2. 美しい景観づくり計画区域内開発行為等届出書
3. 美しい景観づくり計画区域内行為変更届出書

美しい景観づくり計画区域内建築行為等届出書

年 月 日

長 沼 町 長 様

届出者 住 所
氏 名 印
電 話 (.....)

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

長沼町美しい景観づくり計画の区域内における行為について、景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり提出します。

区域の区分	<input type="checkbox"/> 馬追丘陵区域 <input type="checkbox"/> 中央長沼市街地区域 <input type="checkbox"/> 平地の農村区域		
行為の場所	長沼町		
着手予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	用途（ ）	
		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 工作物	種類（ ）	
		<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	
届出内容に係る照会先	住所 氏名（名称及び担当者名） 電話番号		

（注）1 該当する□に、レを記入してください。

2 着手予定日は、請負契約、資材搬入等の準備行為、仮設工事や基礎工事は含まず、躯体工事等の地上部分の工事に着手する日を記入してください。

3 届出内容に係る照会先は、届出者以外の者（設計者、施工者等）への照会を希望する場合に記入してください。

建築物	敷地面積		m ²	建築面積	m ²
	延べ面積		m ²	高さ	m
	外観の変更（修繕、模様替又は色彩の変更）の面積		変更部分	変更しない部分	合計
			m ²	m ²	m ²
			外観の仕上げ材	マンセル表色系による色彩	外観の面積（ガラス等を除く）に占める割合
	色彩	屋根			%
		外壁			%
					%
	<input type="checkbox"/> 外観へのイラスト等の掲載有り （イラスト等の面積 m ² 外観の面積（ガラス等を除く）に占める割合 %）				
	緑化	<input type="checkbox"/> 既存樹木有り（ <input type="checkbox"/> 全部保存 <input type="checkbox"/> 一部保存 <input type="checkbox"/> 全部伐採） <input type="checkbox"/> 既存樹木無し			
<input type="checkbox"/> 樹木の植栽（主な樹木の樹種） <input type="checkbox"/> 芝生その他の手法による緑化（主な手法）					
緑地の面積		m ² （敷地面積に占める割合 %）			
工 作 物	敷地面積		m ²	築造面積	m ²
	高さ		m		
	外観の変更（修繕、模様替又は色彩の変更）の面積		変更部分	変更しない部分	合計
			m ²	m ²	m ²
	修景措置	<input type="checkbox"/> 建築物とのデザインの調和 <input type="checkbox"/> 形状・素材の工夫 <input type="checkbox"/> 壁面・前面の緑化 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 修景措置無し			
		部	分	外観の仕上げ材	マンセル表色系による色彩
	色彩	<input type="checkbox"/> 他の法令による指定（法令名）			
		<input type="checkbox"/> 外観へのイラスト等の掲載有り （イラスト等の面積 m ² 外観の面積に占める割合 %）			
		<input type="checkbox"/> 既存樹木有り（ <input type="checkbox"/> 全部保存 <input type="checkbox"/> 一部保存 <input type="checkbox"/> 全部伐採） <input type="checkbox"/> 既存樹木無し <input type="checkbox"/> 樹木の植栽（主な樹木の樹種） <input type="checkbox"/> 芝生その他の手法による緑化（主な手法）			
	その他美しい景観づくりのため配慮した事項等				

（注）1 該当する□に、レを記入してください。

2 外観の仕上げ材は、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。

3 マンセル表色系による色彩は、「色相 明度／彩度」と記載してください。（例 10YR4／2）

美しい景観づくり計画区域内開発行為等届出書

年 月 日

長 沼 町 長 様

届出者 住 所
氏 名 印
電 話 (.....)

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

長沼町美しい景観づくり計画の区域内における行為について、景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり提出します。

区域の区分	<input type="checkbox"/> 馬追丘陵区域 <input type="checkbox"/> 中央長沼市街地区域 <input type="checkbox"/> 平地の農村区域		
行為の場所	長沼町		
着手予定日	年 月 日		
完了予定日	年 月 日		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 開発行為	目的 <input type="checkbox"/> 住 宅 (区画、最小区画面積 m ²) <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> その他の土地 の形質の変更	目的 ()	
届出内容に係る照会先	住所 氏名 (名称及び担当者名) 電話番号		

(注) 1 該当する口に、レを記入してください。

2 着手予定日は、請負契約、資材搬入等の準備行為は含まず、実際に工事等に着手する日を記入してください。

3 届出内容に係る照会先は、届出者以外の者(設計者、施工者等)への照会を希望する場合に記入してください。

開 発 行 為 等 の 概 要	区 域 面 積	m ²		
	生ずるのり面の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	のり面の最大の勾配	度		
	のり面の最高の高さ	m		
	のり面処理の方法			
	擁 壁 の 修 景 措 置	<input type="checkbox"/> 壁面の仕上げの工夫		<input type="checkbox"/> 擁壁の前面の植栽
		<input type="checkbox"/> その他（		<input type="checkbox"/> 修景措置無し
	擁壁の色彩	箇所及び部分	外 観 の 仕 上 げ 材	マンセル表色系による色彩
<input type="checkbox"/> 外観へのイラスト等の掲載有り (イラスト等の面積 m ² 外観の総面積に占める割合 %)				
緑 化	<input type="checkbox"/> 既存樹木有 (<input type="checkbox"/> 全部保存 <input type="checkbox"/> 一部保存 <input type="checkbox"/> 全部伐採) <input type="checkbox"/> 既存樹木無し			
	<input type="checkbox"/> 樹木の植栽 (主な樹木の樹種)			
	<input type="checkbox"/> 芝生その他の手法による緑化 (主な手法)			
その他美しい景観づくり のため配慮した事項等				

(注) 1 該当する□に、レを記入してください。

2 のり面は、勾配12度（約1／5）かつ高さ1mを超えるものについて記入してください。

3 のり面処理の方法は、種子吹付け、擁壁などの区分を記入してください。

4 外観の仕上げ材は、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。（例 石積み、コンクリート、布積みブロック 等）

5 マンセル表色系による色彩は、「色相 明度／彩度」と記載してください。（例 10 Y R 4／2）

美しい景観づくり計画区域内行為変更届出書

年 月 日

長 沼 町 長 様

届出者 住 所
 氏 名印
 電 話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

長沼町美しい景観づくり計画の区域内における行為について、先般提出した内容を変更したいので、景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり提出します。

当初の届出年月日	年 月 日		
行 為 の 場 所	長沼町		
変更部分に係る 行為の着手予定日	年 月 日	完 了 予 定 日	年 月 日
変更する設計又は 施行方法	変 更 事 項		
	変更の内容	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由			
届出内容に係る 照 会 先	住所 氏名（名称及び担当者名） 電話番号		

（注）届出書の提出に当たっては、行為の届出に必要な添付図書のうち、当該変更の内容を明らかにする図書を添付してください。

長沼町の美しい景観づくりに関する問い合わせ先

長沼町 総務政策課 政策・行革・情報係

電話 0123-88-2111 (内線 225・226)

FAX 0123-88-4836

E-mail soumuseisakuka@ad.maoi-net.jp